

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

（歳入）

- ・市町村交付金（社会保障財源化分）

117,158 千円

（歳出）

- ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

1,868,585 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	R3決算額	一般財源			うち引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
		国県支出金	地方債	その他			
社会福祉 ・生活保護 ・児童福祉 ・母子福祉 ・高齢者福祉 ・障害者福祉 など	民生総務費	86,110	8,700		80	77,330	8,403
	福祉総務費	30,665	2,724		219	27,722	3,012
	遺家族援護費						
	身体障害者等福祉費（障害者自立支援給付費）	323,082	220,161		233	102,688	11,159
	老人福祉費	5,954	1,214			4,740	515
	老人保護措置費	80,760			14,610	66,150	7,188
	在宅福祉費	8,482			277	8,205	892
	児童福祉総務費	71,706	18,893		20,184	32,629	3,546
	保育所運営費	243,366	173,964		1,222	68,180	7,409
	利用者支援事業	16,371	7,570			8,801	956
	地域子育て支援拠点事業	15,931	6,651		184	9,096	988
	子ども家庭総合支援拠点事業	11,827	1,919			9,908	1,077
	児童手当費	136,144	127,761			8,383	911
	小計	1,030,398	569,557		37,009	423,832	46,056
社会保険 ・国民健康保険 ・介護保険 など	国民健康保険事業費	72,564	40,477			32,087	3,487
	介護保険事業費	232,044	21,674			210,370	22,860
	後期高齢者医療事業費	58,590	35,792			22,798	2,477
	小計	363,198	97,943			265,255	28,824
保健衛生 ・医療に係る施策 ・予防対策 ・健康増進対策 など	健康づくり対策費（健康長寿のまちづくり推進事業）	1,515			30	1,485	161
	保健事業費	112,091	74,024		765	37,302	4,053
	病院費（繰出金）	361,383	11,096			350,287	38,064
	小計	474,989	85,120		795	389,074	42,279
計	1,868,585	752,620		37,804	1,078,161	117,158	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。人件費（職員給与費）及び事務費は除きます。よって、予算額とは一致しません。
 本表は、消費税率引き上げに伴う財源の充当先（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）を示すもの（総務省事務通達）であり、下記は其中で使用される用語及び事例を抜粋したものです。

※1 社会保障4経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※2 その他社会保障施策に要する経費：社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策

※3 社会福祉：生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること

事例）生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

※4 社会保険：保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度
 事例）国民健康保険、介護保険、年金 など

※5 保健衛生：国民の健康を保つための施策
 事例）医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など